

契約締結前交付書面 新旧対照表

(下線部分変更箇所)

新	旧
P2 平成 <u>27</u> 年 <u>2</u> 月 (略) P4 外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について (略) 価格変動リスク ・通貨の価格の変動により、損失が生じることがあります。さらに、お客様の差し入れた証拠金の額に比して取引金額が大きいいため、その損失の額が差し入れた証拠金の額を上回る可能性があります。 ・お預かりしている証拠金の額を超える損失が発生しないようロスカット・ルールを設けていますが、相場の急激な変動により証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。 <u>また、当社のロスカット方式につきましては、お客様が「口座全体」「通貨ペア別計算」の2種類から選択（初期設定は「口座全体」）することができます。「通貨ペア別計算」を選択された場合、ロスカット水準に該当する通貨ペアのロスカット損失額によっては、他の通貨ペアが証拠金規制に抵触する場合があります、不足額を解消していただく必要がありますのでご注意ください。</u> (略) P5 その他のリスク	平成 <u>26</u> 年 <u>6</u> 月 (略) 外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について (略) 価格変動リスク ・通貨の価格の変動により、損失が生じることがあります。さらに、お客様の差し入れた証拠金の額に比して取引金額が大きいいため、その損失の額が差し入れた証拠金の額を上回る可能性があります。 ・お預かりしている証拠金の額を超える損失が発生しないようロスカット・ルールを設けていますが、相場の急激な変動により証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。 (略) その他のリスク

・法人のお客様の場合（レバレッジ 200 倍）、原則として毎営業日の取引終了時間(夏時間午前 5：30、冬時間午前 6：30)の 15 分前時点における建玉と当社が各通貨ペアの数量ごとに定めたレートで算出した口座全体の証拠金維持率が 800%を下回っている場合、お客様のすべての建玉を順次強制的に決済するため、意図せざる損失を被るおそれがあります。

(略)

＜カバー取引先及び預託金残高の管理方法について＞

・当社のカバー取引相手方は、SBI リクイディティ・マーケット株式会社です。また、SBI リクイディティ・マーケット株式会社は当社からのカバー取引に対し、欧米や国内の主要金融機関（銀行や証券など）をカウンターパーティとしてカバー取引をしております。

・お客様から預託を受けた証拠金は、金融商品取引法の規定に基づき、株式会社三井住友銀行へ金銭信託を行う方法により、当社の自己資金とは区分して管理しております。証拠金の区分管理必要額については、お客様から預託を受けた証拠金に、実現損益及び取引終了時点における建玉と当社が各通貨ペアに定める基準レートによって算出した損益評価額を加算した金額とし、毎営業日を計算基準日として確定した上で、追加差入れが必要な場合には、計算基準日の翌日から起算して 2 営業日以内に株式会社三井住友銀行に追加信託することにより、区分管理必要額以上の残高を維持いたします。

(略)

P6

外国為替証拠金取引の仕組みについて

(略)

■ 取引の方法

営業日

営業日は、取引対象通貨ごとに、国内の金融機関の営業日及び外国の金融機関の営業日を勘

・法人のお客様の場合（レバレッジ 200 倍）、毎週末最終営業日の取引終了時間(夏時間午前 5：30、冬時間午前 6：30)の 15 分前時点で証拠金維持率が 200%を下回っている場合、お客様の建玉を順次強制的に決済するため、意図せざる損失を被るおそれがあります。

(略)

＜カバー取引先及び預託金残高の管理方法について＞

・当社のカバー取引相手方は、SBI リクイディティ・マーケット株式会社です。また、SBI リクイディティ・マーケット株式会社は当社からのカバー取引に対し、欧米や国内の主要金融機関（銀行や証券など）をカウンターパーティとしてカバー取引をしております。

・お客様から預託を受けた証拠金は、金融商品取引法の規定に基づき、株式会社三井住友銀行へ金銭信託を行う方法により、当社の自己資金とは区分して管理しております。証拠金の区分管理必要額については、お客様から預託を受けた証拠金に、実現損益、当社の定める基準レートによって算出した損益評価額（スワップ評価含む）を加減算した金額とし、毎営業日を計算基準日として確定した上で、追加差入れが必要な場合には、計算基準日の翌日から起算して 2 営業日以内に株式会社三井住友銀行に追加信託することにより、区分管理必要額以上の残高を維持いたします。

(略)

外国為替証拠金取引の仕組みについて

(略)

■ 取引の方法

営業日

営業日は、取引対象通貨ごとに、国内の金融機関の営業日及び外国の金融機関の営業日を勘

案し、当社が定めた日とします。したがって、日本の金融機関の営業日とは異なる場合があります。休日は、元旦、祝日(注 1)、当社が定めた日とします。詳細は当社 WEB サイトをご確認ください。

(略)

(注 1)

(略)

(注 4)

決済日は約定日の原則 2 営業日後となりますが、反対売買による差金決済を行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越すことにより、長期間建玉を維持することができます(※法人口座の場合、毎営業日の取引終了時間(夏時間午前 5:30、冬時間午前 6:30)の 15 分前時点における建玉と当社が各通貨ペアの数量ごとに定めたレートで算出した口座全体の証拠金維持率が 800%を下回っている場合、お客様の建玉を順次強制決済いたします。詳しくは、「法人口座におけるお取引注意事項」をご参照ください。)

P7

c. 建玉は、反対売買による差金決済となります。

d. 反対売買による差金決済を行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します(※法人口座の場合、原則として毎営業日の取引終了時間(夏時間午前 5:30、冬時間午前 6:30)の 15 分前時点における建玉と当社が各通貨ペアの数量ごとに定めたレートで算出した口座全体の証拠金維持率が 800%を下回っている場合、お客様

案し、当社が定めた日とします。したがって、日本の金融機関の営業日とは異なる場合があります。休日は、元旦、祝日(注 1)、当社が定めた日とします。詳細は当社 WEB サイトをご確認ください。

(略)

(注 1)

(略)

(注 4)

決済日は約定日の原則 2 営業日後となりますが、反対売買による差金決済を行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越すことにより、長期間建玉を維持することができます(※法人口座の場合、毎週末最終営業日の取引終了時間(夏時間午前 5:30、冬時間午前 6:30)の 15 分前時点で証拠金維持率が 200%を下回っている場合、お客様の建玉を順次強制決済いたします。詳しくは、「法人口座におけるお取引注意事項」をご参照ください。)

c. 建玉は、反対売買による差金決済です(※法人口座の場合、毎週末最終営業日の取引終了時間(夏時間午前 5:30、冬時間午前 6:30)の 15 分前時点で証拠金維持率が 200%を下回っている場合、お客様の建玉を順次強制決済いたします。詳しくは、「法人口座におけるお取引注意事項」をご参照ください。)

d. 反対売買による差金決済を行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します(※法人口座の場合、毎週末最終営業日の取引終了時間(夏時間午前 5:30、冬時間午前 6:30)の 15 分前時点で証拠金維持率が 200%を下回っている場合、お客様の建玉を順次強制決済いたします。詳しくは、「法人口座におけるお取引注意事項」を

の建玉を順次強制決済いたします。詳しくは、「法人口座におけるお取引注意事項」をご参照ください。).

e. ロールオーバーとは未決済建玉の決済日を翌営業日に繰り延べる処理のことで、決済日の前営業日に翌々営業日(決済日の翌営業日)に決済日を繰り延べます。外国為替証拠金取引においては、反対売買がなされない限り、決済日を1営業日ずつ繰り延べますので、長期間建玉を維持することができます。ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイント(詳しくは、「決済にともなう金銭の授受」の「(2)スワップポイント」をご参照ください。)を当社との間で授受します。ロールオーバーにより発生したスワップポイントは、ロールオーバー後、即座に資産評価額に反映されます。なお、ロールオーバーは原則として日本時間午前6:30以降(米国夏時間の場合は午前5:30以降に自動的に行ないます

(※法人口座の場合、原則として毎営業日の取引終了時間(夏時間午前5:30、冬時間午前6:30)の15分前時点における建玉と当社が各通貨ペアの数量ごとに定めたレートで算出した口座全体の証拠金維持率が800%を下回っている場合、お客様の建玉を順次強制決済いたします。詳しくは、「法人口座におけるお取引注意事項」をご参照ください。).

(略)

P8

g. 決済日が日本、米国市場の休業日にあたる場合には、日本、米国市場に共通する翌営業日とします。

(略)

【法人口座におけるお取引注意事項】

ご参照ください。).

e. ロールオーバーとは未決済建玉の決済日を翌営業日に繰り延べる処理のことで、決済日の前営業日に翌々営業日(決済日の翌営業日)に決済日を繰り延べます。外国為替証拠金取引においては、反対売買がなされない限り、決済日を1営業日ずつ繰り延べますので、長期間建玉を維持することができます。ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイント(詳しくは、「決済にともなう金銭の授受」の「(2)スワップポイント」をご参照ください。)を当社との間で授受します。ロールオーバーにより発生したスワップポイントは、ロールオーバー後、即座に資産評価額に反映されます。なお、ロールオーバーは原則として日本時間午前6:30以降(米国夏時間の場合は午前5:30以降に自動的に行ないます

(※法人口座の場合、毎週末最終営業日の取引終了時間(夏時間午前5:30、冬時間午前6:30)の15分前時点で証拠金維持率が200%を下回っている場合、お客様の建玉を順次強制決済いたします。詳しくは、「法人口座におけるお取引注意事項」をご参照ください。).

(略)

g. 決済が日本、米国市場の休業日にあたる場合には、日本、米国市場に共通する翌営業日とします。

(略)

【法人口座におけるお取引注意事項】

(略)

・法人口座の強制決済につきましては、原則として毎営業日の取引終了時間(夏時間午前5:30、冬時間午前6:30)の15分前時点における建玉と当社が各通貨ペアの数量ごとに定めたレートで算出した口座全体の証拠金維持率が800%を下回っている場合、お客様のすべての建玉を順次強制決済いたします。

このため、意図せざる損失を被る可能性があります。また、建玉は順次強制決済するため、最終決済価格は決済された時間により異なることがあります。

・法人口座の売買注文につきましては、原則として毎営業日の取引終了時間(夏時間午前5:30、冬時間午前6:30)の15分前時点における建玉と当社が各通貨ペアの数量ごとに定めたレートで算出した口座全体の証拠金維持率が800%を下回っている場合、未約定注文は取消しいたします。また、毎営業日の取引終了時間の15分前から取引終了時間まで、新規・決済ともに注文は受付いたしませんのでご注意ください。

(削除)

(略)

■ 証拠金

(1) 必要証拠金

(削除)

(略)

追加

・法人口座の売買注文について、毎週末最終営業日の取引終了時間(夏時間午前5:30、冬時間午前6:30)の15分前時点で証拠金維持率が200%を下回っている場合、未約定注文は取消しいたします。また、毎週末最終営業日の取引終了時間の15分前から取引終了時間まで、新規・決済ともに注文は受付いたしませんのでご注意ください。

・法人口座の建玉について、毎週末最終営業日の取引終了時間(夏時間午前5:30、冬時間午前6:30)の15分前時点で証拠金維持率が200%を下回っている場合、お客様のすべての建玉を順次強制決済します。このため、意図せざる損失を被る可能性があります。また、建玉は順次強制決済するため、最終決済価格は決済された時間により異なることがあります。

(略)

■ 証拠金

(1) 必要証拠金

※新規注文の約定時に、個人のお客様の場合はレバレッジが25倍を超過しているとき、法人のお客様の場合はレバレッジが200倍を超過しているとき、当該新規注文は失効いたします。

※ 同一の通貨ペアの売建玉（売ポジション）と買建玉（買ポジション）を同時に持つ場合（以下、「両建て」といいます。）は、取引金額の多いポジションにのみ取引必要証拠金が必要となります。ただし、指値・逆指値の未約定注文につきましてはそれぞれの注文につきまして取引必要証拠金が必要となります。

（略）

P9

(5) 証拠金規制（レバレッジ規制）の判定

個人のお客様につきましては、原則として取引終了時点で証拠金規制の判定を行います。

お客さまから預託を受けた証拠金に実現損益及び取引終了時点における損益評価額（建玉の評価は当社が各通貨ペアの数量ごとに定めたレートに基づく。）を加え、出金依頼額を減じた額が取引必要証拠金に不足している場合には、不足額（追加証拠金）を充当していただきます。

不足額（追加証拠金）充当の期限は、翌営業日の取引終了時間（夏時間午前5：30、冬時間午前6：30）の30分前までとなります。不足額が充当されない場合は、お客様が保有するすべての建玉を強制決済させていただきます。

なお、法人口座のお客様は、証拠金規制の判定による強制決済の対象とはなりません。詳しくは、「法人口座におけるお取引注意事項」をご参照ください。

（略）

P10

※証拠金規制に抵触している場合には、取引サイト上にその旨を表示いたしますので、常時取引サイトにて口座状況をご確認ください（法人

※ 同一の通貨ペアの売建玉（売ポジション）と買建玉（買ポジション）を同時に持つ場合（「両建て」といいます。）は、取引金額の多いポジションにのみ取引必要証拠金が必要となります。ただし、指値・逆指値の未約定注文につきましてはそれぞれの注文につきまして取引必要証拠金が必要となります。

（略）

(5) レバレッジの判定（証拠金規制）

個人のお客様については、原則として各営業日のロールオーバー時にレバレッジ判定を行い、レバレッジが25倍を超過し、資産評価額に出金依頼額を加算した額が取引必要証拠金に不足している場合は、不足額（追加証拠金）を充当していただきます。

不足額（追加証拠金）充当の期限は、翌営業日の取引終了時間（夏時間午前5：30、冬時間午前6：30）の30分前までとなります。不足額が充当されない場合は、お客様が保有するすべての建玉を強制決済させていただきます。

なお、法人口座のお客様は、レバレッジの判定による強制決済の対象とはなりません。ただし、毎週末最終営業日の取引終了時間（夏時間午前5：30、冬時間午前6：30）の15分前時点で証拠金維持率が200%を下回っている場合、お客様の建玉を順次強制決済いたします（詳しくは、「法人口座におけるお取引注意事項」をご参照ください。）。

（略）

※個人のお客様のレバレッジが25倍を超過し、資産評価額に出金依頼額を加算した額が取引必要証拠金に不足している場合は、取引サイト

口座のお客様は対象外となります。)。

※国内が非営業日の場合でも、お取引が可能な日については、前営業日の取引終了時間（夏時間午前5:30、冬時間午前6:30）の30分前に不足額（追加証拠金）の充当状況を確認させていただきます。また、前営業日の取引終了時間に証拠金規制の判定も行います。

(略)

(7) ロスカットの取扱い

a) ロスカット

預託金残高を超える損失の発生を未然に防ぐため、お客様のポジションを下表に従い反対売買を行ない決済します（ロスカット）。

ただし、相場の状況により、ロスカット水準になったとしても即座に反対売買ができず、ロスカット水準を大きく下回る水準で強制決済されることがあります。上記の場合であっても、相場の急激な変動により、預託金残高を超える損失が発生する可能性があります。

また、当社のロスカット方式につきましては、お客様が「口座全体」「通貨ペア別計算」の2種類から選択（初期設定は「口座全体」）することができます。「通貨ペア別計算」を選択された場合、ロスカット水準に該当する通貨ペアのロスカット損失額によっては、他の通貨ペアが証拠金規制に抵触する場合があります、不足額を解消していただく必要がありますのでご注意ください。

※法人のお客様においては、ロスカット方式について通貨ペア別計算を選択した場合、ZAR/JPY、CNH/JPYの通貨ペアは、スプレッドと必要証拠金の関係上、新規注文が成立したと

上にその旨を表示いたします(法人口座のお客様は対象外となります。)。レバレッジが25倍を超過する可能性のある口座状況のお客様は、常時取引サイトをご確認ください。

※国内が非営業日の場合でも、お取引が可能な日については、前営業日の取引終了時間（夏時間午前5:30、冬時間午前6:30）の30分前に不足額（追加証拠金）の充当状況を確認させていただきます。また、前営業日の取引終了時間にレバレッジの判定も行います。その場合、営業日に通常使用するロールレートではなく、取引終了時点（夏時間午前5:30、冬時間午前6:30）のスポットレート（仲値）を使い判定させていただきます。

(略)

(7) ロスカットの取扱い

a) ロスカット

預託金残高を超える損失の発生を未然に防ぐため、お客様のポジションを下表に従い反対売買を行ない決済します（ロスカット）。

ただし、相場の状況により、ロスカット水準になったとしても即座に反対売買ができず、ロスカット水準を大きく下回る水準で強制決済されることがあります。上記の場合であっても、相場の急激な変動により、預託金残高を超える損失が発生する可能性があります。

※法人のお客様においては、ロスカット方式について通貨ペア別計算を選択した場合、ZAR/JPY、CNH/JPYの通貨ペアは、スプレッドと必要証拠金の関係上、新規注文が成立したと

同時にロスカットとなりますので、ご注意ください。

(略)

c) 新規建玉注文の自動取消

・個人、法人のお客様に係らず、口座全体の証拠金維持率が 100%を下回った場合、当社は、すべての未約定の新規建玉注文を取消します(ただし、通貨ペア別計算方式を除く。)

・個人のお客様が建玉保有の有無に係らず、未約定の新規建玉注文が指定した価格に到達した時点で口座全体の証拠金維持率が 100%を下回った場合、当社は、すべての未約定の新規建玉注文を取消します(両ロスカット方式に適用)。

なお、法人のお客様は対象外となりますのでご注意ください。

(略)

P11

■ 決済にともなう金銭の授受

(1) 決済方法

建玉は反対売買による差金決済となります。注文時は注文内容を必ず確認してください。当該注文が約定した時点で、即時に預託金残高が増減いたします。

差金決済にともなう当社とお客様との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

(略)

P13

同時にロスカットとなりますので、ご注意ください。

(略)

c) 新規建玉注文の自動取消

口座全体の証拠金維持率が 100%を下回った場合、当社は、即座にすべての未約定の新規建玉注文を取消します(ただし、通貨ペア別計算方式を除きます)。

未約定の新規建玉注文が指定した価格に到達した時点で口座全体の証拠金維持率が 100%を下回る場合、ロスカット方式に係わらず、当社は、即座にすべての未約定の新規建玉注文を取消します。

(略)

■ 決済にともなう金銭の授受

(1) 決済方法

建玉は反対売買による差金決済となります(法人口座の場合、毎週末最終営業日の取引終了時間(夏時間午前 5:30、冬時間午前 6:30)の 15 分前時点で証拠金維持率が 200%を下回っている場合、お客様の建玉を順次強制決済いたします。詳しくは、「法人口座におけるお取引注意事項」をご参照ください。)

注文時は注文内容を必ず確認してください。当該注文が約定した時点で、即時に預託金残高が増減いたします。

差金決済にともなう当社とお客様との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

(略)

外国為替証拠金取引手続きについて (略) P16 (6) 注文の有効期間 売買注文(新規注文、反対売買)の有効期間は、成行注文及び決済値幅指定を利用しない 2WAY 注文を除き、「当日」、「今週末」、及び「無期限」から選択することができます。有効期間を過ぎた売買注文は過ぎた時点をもって失効します。(※法人口座の場合、<u>原則として毎営業日</u>の取引終了時間(夏時間午前 5 : 30、冬時間午前 6 : 30)の 15 分前時点における<u>建玉と当社が各通貨ペアの数量ごとに定めたレートで算出した口座全体の証拠金維持率が 800%</u>を下回っている場合、未約定注文は取消しいたします。詳しくは、「法人口座におけるお取引注意事項」をご参照ください。) P19 (17) 取引約款、本書面等、外国為替証拠金取引の内容に関して、お客様に事前に通知することなく追加・変更・削除を行う場合があります。その場合には、<u>(16)</u>の方法にてお客様に通知を行います。 (略) P24 外国為替証拠金取引に関する主要な用語 (略) P26 ・預託金残高 <u>資産評価額から損益評価額を減じ、出金依頼額を加算したもの。</u> P27 平成 <u>27</u> 年 <u>2</u> 月	外国為替証拠金取引手続きについて (略) (6) 注文の有効期間 売買注文(新規注文、反対売買)の有効期間は、成行注文及び決済値幅指定を利用しない 2WAY 注文を除き、「当日」、「今週末」、及び「無期限」から選択することができます。有効期間を過ぎた売買注文は過ぎた時点をもって失効します。(※法人口座の場合、<u>毎週末最終営業日</u>の取引終了時間(夏時間午前 5 : 30、冬時間午前 6 : 30)の 15 分前時点で証拠金維持率が <u>200%</u>を下回っている場合、未約定注文は取消しいたします。詳しくは、「法人口座におけるお取引注意事項」をご参照ください。) (17) 取引約款、本書面等、外国為替証拠金取引の内容に関して、お客様に事前に通知することなく追加・変更・削除を行う場合があります。その場合には、<u>(15)</u>の方法にてお客様に通知を行います。 (略) 外国為替証拠金取引に関する主要な用語 (略) ・預託金残高 <u>お客様が当社の外国為替証拠金取引口座に預託している金銭の残高</u> 平成 <u>26</u> 年 <u>6</u> 月
--	---